

# 教育委員会会議録

令和6年11月13日(水) 午前10時00分 開会  
午前10時35分 閉会

## 1 議事日程

別紙のとおり

## 2 出席した委員等

飯田靖教育長、度會秀子委員、河野明日香委員、野杵晃充委員、内田智子委員  
片山裕之委員

## 3 出席した職員

川口佐織事務局長、坂川智次長兼管理部長、橋本具征教育部長  
高木健一教育改革監、山脇正成総合教育センター所長、佐藤孝総務課長  
中野幸治財務施設課長、大谷健二教職員課長、清貴康福利課長  
小野内茂喜あいちの学び推進課長、加納澄江高等学校教育課長  
尾本国博義務教育課長、安楽孝幸特別支援教育課長、祖父江達夫保健体育課長  
長坂昌彦 I C T教育推進課長、木全貴治中高一貫教育室長  
川田敦行総務課担当課長、中村修一教職員課担当課長  
稲垣正博あいちの学び推進課担当課長、片山達仁高等学校教育課担当課長  
前田憲一高等学校教育課担当課長、古関利勝 I C T教育推進課担当課長  
塚田祐介総務課課長補佐

## 4 議席の指定

愛知県教育委員会会議規則第5条の規定により、飯田教育長が議席を指定した。

## 5 前回会議録の承認

飯田教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

## 6 教育長報告

### (1) 第18回愛知県教育委員会教職員表彰式について

大谷教職員課長が、第18回愛知県教育委員会教職員表彰式について報告。  
飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

### (2) 令和8年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施日程について

加納高等学校教育課長が、令和8年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施日程に  
ついて報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

### (3) 令和8年度愛知県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選考実施日程について

て

安楽特別支援教育課長が、令和8年度愛知県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選考実施日程について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

## 7 請願

請願第12号 県立高校、事務長の働き方、についての実態把握と、検証および、改善を求める請願。(PTAの在り方を問うものではないことを断っておく)

飯田教育長が各委員に諮り、「挙手なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(河野委員)

学校の事務長は、PTA会計において具体的にどのような事務を担当しているのか。また、PTA会計の執行等の事務処理は、すべて事務長が行わなければならないのか。

(佐藤総務課長)

PTAの会計事務は、PTA会長から学校長へ委任されているため、事務長は本来業務として会計事務を行っている。

県教育委員会が定めた「私費会計の会計処理基準」に基づいて、事務長は、出納責任者として、預金通帳の保管管理、出納簿による金銭の管理を行うこととしている。

PTA会計の執行等の事務処理については、事務長以外の職員が行うこともできるが、多くの学校において事務長が行っている。

(河野委員)

PTA会計の事務処理は事務長の負担となっているのか。

また、会計処理に伴う長時間勤務はあるのか。長時間勤務がある場合、PTA会計のための職員を増員する必要があるのかどうか、お伺いしたい。

(佐藤総務課長)

PTA会計の事務処理は本来業務であるため、その事務に要する時間を個別に調査してはいないが、事務長の業務全体についての勤務状況は把握している。

時間外勤務時間が月45時間又は年360時間を超えた事務長は、県立学校勤務の事務長177名のうち、令和4年度は13名で7.3%、令和5年度は8名で4.5%であった。

また、管理職を除いた1人当たりの月平均時間外勤務時間も公表しており、知事部局等職員では、令和4年度は15.5時間、令和5年度は14.5時間であるのに対し、県立学校職員では、令和4年度は6.5時間、令和5年度は5.5時間であり、知事部局等職員を下回っている。

PTA会計事務については、事務長で対応できており、他の事務職員の業務負担も過重な状況ではないため、職員を増員する必要はないと考えている。

(河野委員)

請願者の口頭陳述の中で、P T A会計を使い込む職員がいることは問題であるとの発言があったが、会計事務のチェック体制はどのようになっているのか。

(佐藤総務課長)

P T A会計は事務長が担当することが多いが、他職員目で確認したり、学校長が会計内容を確認する等、二重での確認を行っている。

また、定期的に県教育委員会から学校へ私費の適切な管理がなされているか確認をするため、年1回は必ず学校訪問を行ったり、書類の確認をしている。

(度會委員)

請願者から、事務長は任意であるP T A会計事務を拒否できず、同調圧力があるとの発言があったが、そのあたりはどのように考えているのか。

(佐藤総務課長)

P T Aは任意団体であるため、P T A会計事務はP T A会長から学校長へ委任されており、必ずしも強制的なものではない。各学校も必要な事務と考えて委任されているので、同調圧力はないと考えている。

(度會委員)

各学校で状況判断をしながら対応していると考えて良いのか。

(佐藤総務課長)

その通りである。

(飯田教育長)

任意団体の事務を学校が勝手に処理するのは許されないが、きちんと委任されているのであれば問題はなく、学校の仕事としてしっかり委任されていることが大事である。適切な会計処理がされるように私費会計の会計処理基準等を作成しているので、それに沿って各学校で対応している。県教育委員会も定期的に学校の会計処理を確認し、引き続き適切な状態を保っていきたい。

## 8 議案

飯田教育長が各委員に諮り、第29号議案 公立学校長の人事については、人事案件のため、非公開において審議することとした。

第28号議案 愛知県教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正について

佐藤総務課長が、愛知県教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第29号議案 公立学校長の人事について

非公開において審議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

## 9 協議題

飯田教育長が各委員に諮り、協議題（１）職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、協議題（２）愛知県立学校条例の一部改正について、協議題（３）訴えの提起について、協議題（４）損害賠償の額の決定及び和解について、及び協議題（５）令和６年度教育委員会所管１２月補正予算（案）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条に基づく事前協議であるため、非公開にて協議することとした。

- (１) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。
- (２) 愛知県立学校条例の一部改正について  
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。
- (３) 訴えの提起について  
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。
- (４) 損害賠償の額の決定及び和解について  
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。
- (５) 令和６年度教育委員会所管１２月補正予算（案）について  
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。

## 10 その他

なし

## 11 特記事項

- (１) 審議に先立ち、１０月１８日付で委員に就任した片山委員から就任のあいさつがあった。
- (２) 飯田教育長が今回の会議録署名人として度會委員を指名した。
- (３) 請願第１２号「県立高校、事務長の働き方、についての実態把握と、検証および、改善を求める請願。（PTAの在り方を問うものではないことを断っておく）」について、請願者から口頭陳述したい旨の申し出があり、飯田教育長が前回会議録の承認後、５分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (４) 傍聴人 １名